

〇〇〇〇 折板等修買高橋金藏ナリモノ多額ノ横領使消ヲ為シ
 タル為ノ貸金支拂ニ支障ヲ来シ目下金策ニ奔走中
 〇〇〇〇 (偏) 報使也

副記一 嘆 類 書目

- 一 復取頼ノ件 六月十日所辭雇申渡者ヲ即時復取セラレ度ニ
 回答 承認出来難シ
- 二 臨時工ヲ即時本職工ニセラレ度ニ
 回答 前項ニ同シ
- 三 給料支払ヲ毎月十四日附日ニ確實ニセラレ度ニ
 回答 承認
- 四 辭雇手立制定ノ件 勤疾年限ニ于テ一俸ニ日給六日分支給セラレ度ニ
 回答 承認出来難シ
- 五 勤疾手立制定ノ件 勤疾滿一年迄日給二十一日分支給セラレ度ニ一年以上五年ヲ滿ス
 毎二日給十日分ヲ支給セラレ度ニ
 前項ニ同シ
- 六 定期昇給ノ件 毎年二回定期昇給セラレ度ニ
 回答 承認 成績ニ依リ昇給ヲ行フ
- 七 公務手立ヲ日給ノ四分支給セラレ度ニ
 回答 承認 官廳ノ後現ニ依リ支給ス
- 八 健康保費給付手立ヲ立換ヘラレ度ニ
 回答 承認 都合ニ依リ立換ヲナス
- 九 取工ハ人間扱イニセラレ度ニ
 回答 承認
- 十 工場設備完備ノ件 嘆類ノ筆字ヲ認メズ
 (一) 暖衣場 (二) 食堂 (三) 洗面場 (四) 傷病急手立用品及制筆後
 用ニ対スル設備ヲセラレ度ニ
 最善ノ努力ヲスベシ
- 十一 取工ニ対スル恩恵ノ態度ヲ改メラレ度ニ (一) 作業必需品ノ要求ノ時
 ハ速クニ答セラレ度ニ